

**道路を安全に通行してもらうため、
北陸地方整備局・新潟運輸支局・村上警察署による
今年度1回目の『三者合同取締り』を実施しました。**

道路を安全に使用するためには、車両運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、交通ルールに沿った通行を心がけなければなりません。

しかし、近年、過積載や点検・整備不良、不正改造など重大事故に繋がる恐れのある車両は依然として多く、これらが原因となる事故を未然に防ぐ必要があります。そこで三者合同で連携し取締りを下記のとおり実施しました。

- 取締日時：平成23年6月27日（月）
13時30分～15時30分
□取締場所：国道7号朝日除雪ステーション
（村上市宮ノ下地先）

＜今回の取り締まりの様子＞



**今回の取り締まりでは、
14台を検査し、
1台の「総重量違反車」に「口頭指導」
2台の「シートベルト着用義務違反」
1台の「灯火の違反」に「整備命令」
を行いました。**

問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所
道路管理課長 丸山良一 TEL：0254-62-3211(代)
国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 検査整備保安部門
首席陸運技術専門官 中野義博 TEL：025-285-3125(代)
新潟県 村上警察署
交通課長 小林修治 TEL：0254-52-0110(代)